



2015年4月23日

各 位

会 社 名 テルモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 新宅 祐太郎
(コード：4543 東証第一部)
問合せ先 広報室長 大曲 昌夫
(TEL 03-6742-8550)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月24日開催予定の当社第100期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の背景

当社は、中・長期での企業価値の向上のためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化が重要であることを認識し、以前より、独立社外取締役3名および独立社外監査役2名を選任するとともに、独立社外取締役が半数以上を占めるコーポレート・ガバナンス委員会を取締役会の任意の諮問機関として設置する等、経営の透明性と客観性の向上に取り組んでまいりました。新たに創設される「監査等委員会設置会社」は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるとともに、社外取締役の増員、議決権を持った監査等委員による経営の監査監督等、海外のステークホルダーからも理解しやすい制度であると考え、移行することといたしました。

2. 移行の理由

(1) 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がられること

(2) 経営の透明性と客観性の向上

社外取締役を現在の3名からさらに増員することで、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起され、意思決定における透明性・客観性の向上を図れること

(3) 意思決定の迅速化

業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開がより一層加速できること

3. 移行の時期

2015年6月24日に開催予定の当社第100期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

4. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員を含めた新体制等につきましては、決定次第、お知らせいたします。また、移行に伴う定款変更の内容につきましては、本日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

以上